

**香川県建設工事従事者安全確保推進計画
(素案)**

平成 30 年 12 月

目 次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	1
2. 一人親方等への対処の必要性	2
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な扱い手の確保	2
4. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組み等	3

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	4
2. 設計、施工等の各段階における措置	4
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	5
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	5

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	6
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	6
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	7
2. 責任体制の明確化	7

3.	建設工事の現場における措置の統一的な実施	8
(1)	建設業者間の連携の促進	8
(2)	一人親方等の安全及び健康の確保	8
(3)	特別加入制度への加入促進等の徹底	9
4.	建設工事の現場の安全性の点検等	9
(1)	建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進	9
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の普及の促進	10
5.	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	11
(1)	建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	11
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進	12

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

1.	建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上を図るための施策	14
(1)	社会保険等の加入の徹底	14
(2)	建設キャリアアップシステムの活用推進	14
(3)	「働き方改革」の推進	15
2.	労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策の充実強	16
3.	計画の推進体制	17
4.	施策の推進状況の点検と計画の見直	17

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるが、過去5年間の状況を見ると、休業4日以上の死傷災害は平成27年の110人が、平成28年は138人、平成29年は139人、平成30年10月末時点では120人発生している。

また、死傷災害のうち死亡災害については、平成25年は発生しなかったものの、平成26年から平成28年は各2人、平成29年は3人、平成30年は10月末時点で2人発生している。

一方、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、県内では平成29年は4人、平成30年は10月末時点で2人の尊い命が失われていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組みを推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組みを促進していくことなどが重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が確保されること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることなどが必要である。

（香川県の状況）

・労働災害発生状況（香川労働局公表）

※労働者死傷病報告による休業4日以上の災害（）内数字は死亡で内数

H25：159人（0人）、H26：136人（2人）、H27：110人（2人）、

H28：138人（2人）、H29：139人（3人）、H30（10月末時点）：120人（2人）

・一人親方等の死亡災害発生状況 厚生労働省調査（全国数値公表、都道府県数値非公表） H27：0人、H28：0人、H29：1人

□一人親方等

「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含んだもの。

一人親方等は労働安全衛生法上（昭和47年法律第57号）の労働者に当たらなければため、「労働災害発生状況（香川労働局公表）」には含まれていない。

2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、県内でも一人親方等の死亡災害が発生している。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

(香川県の状況) <再掲>

- ・一人親方等の死亡災害発生状況 厚生労働省調査（全国数値公表、都道府県数値非公表）H27：0人、H28：0人、H29：1人

3. 建設工事従事者の待遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年、技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、待遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、若年労働者の入職を促進し、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

(全国の状況)

- ・年間賃金総支給額（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

建設業男性生産労働者 H24：3,915.7千円 H29：4,449.9千円

製造業男性生産労働者 H24：4,478.6千円 H29：4,703.3千円

(香川県の状況)

- ・常勤労働者一人平均月間総労働時間（事業所規模5人以上）（香川県統計調査課「毎月勤労統計地方調査（年報）」）

H29 建設業：170.5時間 調査産業計：148.0時間

- ・55歳以上の就業者の割合（総務省「就業構造基本調査」）

建設業 H19：32.3% H29：36.0%

全産業 H19：32.3% H29：33.6%

4. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組み等

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、県及び関係機関並びに関係事業者団体がそれぞれの立場から取組みを行うことが重要である。

このため、本計画では、第3の3「計画の推進体制」において「建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省及び厚生労働省並びに関係事業者団体において各種の施策が実施されていることに鑑み、これら行政機関及び団体と密接に連携し、本計画の効率的かつ効果的な推進を図る。」とともに、第2「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講すべき施策」では、県の施策のほか、関係行政機関及び関係団体の施策等についても記載している。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約が、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

□建設業法 第19条の3

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査したうえで、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組みを促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組みを促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険等の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の待遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

- 社会保険等：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する、県が総合的かつ計画的に講すべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康が確保されるには、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されるとともに、建設工事の労働災害防止対策等に必要な安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われることが重要である。労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけているとともに、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることから、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

(現在の主な施策)

- ・土木工事・業務積算基準を国の基準改定に基づき、毎年7月に改定。
- ・資材単価は、毎年4月、10月の年2回（燃料油、鋼材、アスファルト合材及び生コンクリートの単価については毎月）単価を改正、労務単価については原則として国の改定にあわせて変更。

【今後の取組み】

- ・業者説明会、立入検査等において安全衛生経費は「通常必要と認められる原価」である旨を周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「建設工事における安全衛生経費に関する実務者検討会」を設置。〔国土交通省〕
- ・「建設業法令遵守ガイドライン」に安全衛生経費は通常必要を認められる原価である旨を明記し、関係団体等に周知。〔国土交通省〕
- ・発注者、建設業者等に対し、安全衛生経費の確保に関するリーフレットによる周知。〔国土交通省・厚生労働省〕

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

(現在の主な施策)

- ・香川県完全週休2日制モデル工事の試行、香川県余裕期間設定工事の試行。
- ・平成30年4月に準備、後片付け期間を見直し、国の工期算定に準じた工期算定方法に改定。
- ・ゼロ債務負担行為の設定。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定。(平成30年7月2日改訂)。[国土交通省]
- ・平準化の先進事例「さしそせそ」を作成し、地方公共団体等に周知。[国土交通省]
- ・週休2日対象工事の実施、工期設定支援システムの導入。[国土交通省]

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、関係団体等が行う中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について周知等を行う。

(現在の主な施策)

- ・「建設業取引適正化推進月間」を設定し、県内業者への立入調査を実施。
- ・業者説明会において、「建設業法遵守」について説明。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設業労働災害防止協会香川支部が行う取組みについて周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・中小専門工事業者を対象とした、集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を平成30年度から実施。
〔建設業労働災害防止協会香川支部〕
- ・技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣・出張講習を実施。〔建設業労働災害防止協会香川支部〕

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体等と連携して周知等を図る。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で労働安全衛生法に基づく請負人による統括安全衛生管理について周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づき、個別の現場に対する指導及び集団指導等による指導。〔厚生労働省〕
- ・現場指導パトロール、研修・講習会、講師派遣・出張講習等を実施。〔建設業労働災害防止協会香川支部〕

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要だが、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないことから、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を求める。また、国等が行う一人親方等に対するその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の支援について周知を図る。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、国が行う一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等の支援について周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・一人親方等の業務中の死亡災害を分析し、公表。[厚生労働省]
- ・一人親方等に特徴的な行動様式等を踏まえた安全衛生教育用テキスト等の作成、安全衛生教育等を実施。[厚生労働省]

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではなく、一般的には労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合は、特別加入者として任意加入する必要がある。

契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて周知を行うとともに、一人親方等の安全及び健康の確保とあわせて、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、労災保険の特別加入制度等について周知を行う。

<関係機関・団体の施策等>

- ・一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進、基本的な安全衛生確保対策に係るパンフレットの作成・配布及び未加入者等に対する実態調査を実施。[厚生労働省]

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、国が行うリスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組みの公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組みを実施する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組みを一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組みを一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上等を促進する。

なお、これらの取組みに当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

(現在の主な施策)

- ・香川県建設工事総合評価方式において「労働災害防止及び交通事故防止等への取組み」を加点。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で災害事例や関係団体が行う講習会等について周知を行う。

<関係機関・団体の施策等>

- ・建設工事事故データベースに収集された事故事例等から事故発生状況をとりまとめホームページで公開〔国土交通省〕
- ・リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等をホームページで公開。〔厚生労働省〕
- ・事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組み事例を「見える」安全活動コンクールとしてホームページで公開。〔厚生労働省〕
- ・安全パトロールによる職場の総点検の実施。〔厚生労働省〕
- ・リスクアセスメントの普及と労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の導入〔建設業労働災害防止協会香川支部〕
- ・現場指導パトロール、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣や出張講習の実施。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の普及を促進することが重要である。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測

量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配意した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配意した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を支援する。

- I C T : (Information and Communication Technology) 情報通信技術
- U A V : (Unmanned Air Vehicle) 無人航空機

(現在の主な施策)

- ・平成 30 年度から香川県 I C T 活用工事の試行を開始。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で関係団体が行う講習会等について周知を行う。

<関係機関・団体の施策等>

- ・I C T 活用工事の発注を開始し、順次対象を拡大。[国土交通省]
- ・施工時の安全に配慮した建築物等の設計に関する海外の制度や国内外の先進事例等についての調査を実施。[厚生労働省]
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのリーフレットの配布や、職場における熱中症対策として、関係事業場に対する周知・指導を実施。[厚生労働省]
- ・研修、講習会の実施（熱中症予防）[建設業労働災害防止協会香川支部]

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援について周知等を行う。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で国の助成事業や関係団体の講習会等について周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・平成 29 年 2 月、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育（職長・安全衛生責任者能力向上教育）の細部を定め、定期的に受講させるよう指導。[厚生労働省]
- ・労働安全衛生法で定める資格・教育を建設労働者に受講させた事業主等に助成金を支給。[厚生労働省]
- ・中小専門工事業者を対象とした、集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を平成 30 年度から実施。また、全事業者を対象として、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の、研修・講習会、講師派遣・出張講習を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組みを促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組みや災害対応事例について情報発信が重要である。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組みを促進する。

(現在の主な施策)

- ・建設雇用改善優良事業所知事表彰の実施。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設業者等の安全衛生活動の取組みや国等が行うメンタルヘルス対策等について周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・ホームページにおいて、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業を「安全衛生優良企業」として認定し取組みを公開。[厚生労働省]
- ・ホームページにおいて、事業場で実施されている安全活動の「見える化」の取組み事例を「見える」安全活動コンクールとして公表。[厚生労働省]
- ・表彰事業の実施。
安全優良職長厚生労働大臣顕彰 [厚生労働省]、
安全優秀会員表彰、無災害優秀会員表彰 [(一社) 香川県建設業協会・建設業労働災害防止協会香川支部)、安全優良職長表彰等[建設業労働災害防止協会香川支部]
- ・メンタルヘルスケアの一環として、ストレスチェックの履行確保。[厚生労働省]
- ・建設工事の職場環境改善実務担当者講習(建築工事従事者のメンタルヘルス対策)の実施 [建設業労働災害防止協会香川支部]

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時等の社会保険等の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

(現在の主な施策)

- ・建設業許可及び経営事項審査の際に、社会保険等の加入状況を確認し、未加入（社会保険等の適用が除外される場合を除く。以下同じ。）の場合は、労働局等へ通報。
- ・社会保険等に未加入でないことを、県発注工事の入札参加資格として設定。
- ・社会保険等に未加入の業者について、県発注工事の下請け業者とすることを禁止。

【今後の取組み】

- ・国発注工事における請負代金内訳書に法定福利費を明記する取組みを踏まえ、県発注工事において元請業者による法定福利費の内訳明示を検討。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の開催。[国土交通省]
- ・建設業社会保険加入推進地域会議の開催 [国土交通省]

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようとするため、建設キャリアアップシステムの活用の推進が図られるよう周知を行う。

□建設キャリアアップシステム

技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するＩＣカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の待遇改善や技能の研鑽を図ることをめざす。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設キャリアアップシステムについて周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・平成31年4月からの運用に向けて、説明会を順次実施。[国土交通省]
- ・建設技能者の能力評価制度等について更なる検討を行う「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を設置。[国土交通省]

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れることや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、建設業における国の働き方改革を踏まえて、県発注工事における完全週休2日制モデル工事やＩＣＴ土工の試行等、県内の建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組みを促進する。

(現在の主な施策)

- ・土木工事・業務積算基準は国の基準改定に基づき、毎年7月に改定。資材単価は、毎年4月、10月の年2回（燃料油、鋼材、アスファルト合材及び生コンクリートの単価については毎月）単価を改正、労務単価については原則として国の改定にあわせて変更。
- ・平成30年4月から準備、後片付け期間を見直し、国に準じた工期算定方法に改定。
- ・香川県完全週休2日制モデル工事の試行、香川県余裕期間設定工事の試行、香川県ＩＣＴ活用工事（土工）の試行を実施。
- ・建設業を含む全業種を対象に、かがわ働き方改革推進事業（働き方改革推進アドバイザーの派遣、かがわ働き方改革推進宣言等）を実施。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で国等が行うメンタルヘルスケアの充実等の取組みについて周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定（平成 30 年 7 月 2 日改訂）。[国土交通省]
- ・「建設業働き方改革加速化プログラム（平成 30 年 3 月 20 日）」を策定し、「長時間労働のはじめ」「給与・社会保険」「生産性向上」を三本柱とする各種施策パッケージを開。[国土交通省]
- ・働き方改革関連法の履行確保に向けた取組みの実施。[厚生労働省]
- ・メンタルヘルスケアの一環として、ストレスチェックの履行確保。[厚生労働省]
- ・建設工事の職場環境改善実務担当者講習（建築工事従事者のメンタルヘルス対策）の実施 [建設業労働災害防止協会香川支部]

2. 労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多いことから、墜落・転落災害の減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づく措置の遵守徹底など、国が講ずる墜落・転落災害対策の周知を行う。

（香川県の状況）

- ・平成 29 年業種別・事故の型別発生状況（労働者死傷病報告による休業 4 日以上の災害）

建設業 139 人中、墜落・転落災害 42 人

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、国が講ずる墜落・転落災害対策について周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・個別の現場に対する指導、集団指導等において、関係法令（労働安全衛生規則等）の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落防止対策として「手摺先行工法」の採用や、「より安全な措置」等の普及を促進。〔厚生労働省〕
- ・ハーネス型安全帯の使用の原則化、特別教育の義務化等を内容とし、労働安全衛生規則、安全帯構造規格を改正。〔厚生労働省〕
- ・はしごや脚立からの墜落・転落災害防止のため、リーフレットによる安全な作業方法等の周知・指導。〔厚生労働省〕
- ・現場指導パトロール、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣・出張講習等を実施。〔建設業労働災害防止協会香川支部〕

3. 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省及び厚生労働省並びに関係事業者団体において各種の施策が実施されていることに鑑み、これら行政機関及び団体と密接に連携し、本計画の効率的かつ効果的な推進を図る。

4. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、国の基本計画に変更があったとき、その他知事が必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。